## つがる西北五広域連合顧問の勤務条件等に関する規則

平成 2 0 年 3 月 2 8 日 規 則 第 2 号

(趣旨)

第1条 この規則は、つがる西北五広域連合規約(平成11年青森県知事許可)第16条 の2の規定に基づきつがる西北五広域連合(以下「広域連合」という。)に置く顧問(以 下「顧問」という。)の勤務条件等について必要な事項を定めるものとする。

(勤務日及び勤務時間)

- 第2条 顧問の勤務日数は月に10日以内とし、その勤務日は広域連合事務局長(以下「事務局長」という。)が定める。
- 2 顧問の勤務時間は、1日につき6時間以内で事務局長が定める。

(休暇)

- 第3条 顧問の有給休暇の日数は、労働基準法(昭和22年法律第49号)第39条第3 項の規定による日数(別表)とする。
- 2 休暇の届出及び整理については、広域連合の職員の例による。

(秘密を守る義務)

第4条 顧問は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、 同様とする。

(委任)

第5条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、広域連合長が別に定める。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

## 別表(第3条関係)

継続勤務	0.5	1 . 5	2 . 5	3 . 5	4 . 5	5 . 5	6.5
年数(年)							以上
付与日数	3	4	4	5	6	6	7
(日)							